

高額療養費制度

◎医療費（同月に同じ医療機関に支払う場合で、食事代、保険外負担分は別）

が高額となり下記の限度額を超えた場合、申請し認められれば限度額を超えた分が払い戻される制度です。限度額は年齢や所得に応じて下記の通りに区分されています。

◎過去12ヶ月間に当制度を3回受けると4回目から自己負担額が変わります。

◎申請は国保、後期高齢者の方は市町村役場、社保の方は社会保険事務所になり

ます。**限度額適用認定証**（住民税非課税世帯は限度額適用 / 標準負担額認定証）の交付を受けてください。

70歳未満の患者

上位所得 所得区分	自己負担限度額（1～3回）	（4回目以降）
ア（月額83万円以上）	252,600円+（総医療費-842,000円）×1%	140,100円
イ（月額53万～79万円）	167,400円+（総医療費-558,000円）×1%	93,000円
一般 所得区分	自己負担限度額（1～3回）	（4回目以降）
ウ（標準報酬月額28万～50万円）	80,100円+（総医療費-267,000円）×1%	44,400円
エ（標準報酬月額26万円以下）	57,600円	44,400円
低所得（住民税非課税世帯）	自己負担限度額（1～3回）	（4回目以降）
オ	35,400円	24,600円

70歳以上の患者

上位所得	自己負担限度額	80,100円～
一般	自己負担限度額	57,600円
低所得Ⅱ	自己負担限度額	24,600円
低所得Ⅰ	自己負担限度額	15,000円

入院時食事代	一般	1食460円
	低所得Ⅱ	90日まで1食210円
		90日以上（過去12ヶ月間）1食160円
	低所得Ⅰ	1食100円

入院のしおり

医療法人社団 厚北会
吉本病院
深川市3条25番19号
TEL 0164-22-7130

入院時用意

- (1) 健康保険証（後期高齢者医療被保険者証）、限度額適用 / 標準負担額減額認定証、各種受給者証
- (2) 印鑑（みとめ印）※長期入院の方など差し支えなければ病院にお預け下さい。
- (3) お小遣い（菓子・本・おむつ・理髪・電池代など入院費以外にかかる日用品費代）

健康保険証、各種受給者証

- (1) 健康保険証（後期高齢者医療被保険者証）は入院時原本を確認させていただきますので忘れずに提出してください。また保険証の内容が変更になった場合は速やかにご連絡ください。
- (2) 当院は介護保険施設ではありませんので介護保険被保険者証の提出は必要ありません。

電気器具

当院では病室内でのコンセントの使用はできません。持ち込みできる電気器具は乾電池対応のものに限らせていただきます。持ち込みされる前に必ず病棟にご相談ください。

預かり金お小遣い

入院時に預かり金を受付窓口へお預けして頂きますと必要に応じて出金できるように管理させて頂いております。又、預り証を発行し退院後清算してお返しします。小遣いの出金は受付時間内に各病棟の看護師に申し出るようにお願いします。

入院生活

- (1) 日常生活
 - ◎施錠 当院の3階は閉鎖病棟です。治療過程において必要な保護、無断離院による事故防止のため施錠しております。
 - ◎起床・就寝 6:00起床、21:00就寝（消灯）です。
 - ◎食事 病院給食は、朝8:00、昼食12:00、夕食18:00となっております。

- ◎喫煙 院内は全面禁煙となっています。
- ◎他科受診 骨折や重度の内科的疾患など、当院で対応が困難な症状を呈した方は市内の専門病院を受診、状態によって一時的に転院することがあります。他科受診の送迎（タクシー代等）は患者さんの自費となります。尚、院車使用の場合は、バス料金程度を負担して頂きます。
- ◎外出外泊 ご家族またはご本人が各病棟の看護師に申し出て、医師の許可を得て外出、外泊が認められます。家族の同伴が原則です。病状によっては控えていただくことがございます。
- ◎入浴 週2回（2F 火・金曜日 3F 月・木曜日）です。変更する場合がありますのでご了承下さい。
- ◎洗濯 できるだけ自分で行ってください。洗濯物の乾燥は、乾燥室を利用してください。尚、病室は厳禁です。病院指定業者を利用される方は病院詰所に申し出てください。
- ◎理容・美容 外出や外泊時にご家族の方をお願いします。尚、月1回理容師が来ますのでご利用希望の方は病棟詰所へお申し出ください。
- ◎買い物 日用品やおやつ等は、病院指定業者に注文することが可能です。利用にあたっては、各病棟の看護師の指示に従ってください。
- ◎避難について（防火設備：消火器 消火栓）（防火訓練：年2回）万一、火災発生の際は職員の誘導により避難してください。

（2）面会

- ◎面会時間 10：00～19：00（12：00～13：00までは患者さんの食事、昼休みのため面会できません）
- ◎面会の方は必ず事務受付に申し込みし病棟の確認を取ってから病棟へお入りください。
- ◎面会は面会室を利用させていただきますが、病棟看護師に申し出てください。
- ◎面会時患者さんに物品をお渡しする際は、必ず看護者の立会いの下でお渡しください。特に金銭、刃物、危険物等は絶対にお渡しにならないでください。
- ◎個人情報保護のため、面会は基本的にご家族の方に限らせていただきます。特別な事情により、ご家族以外の方の面会を希望される場合は事前にご相談ください。
- ◎遠方に住まわれているなどの理由で上記面会時間内での面会が困難な場合は必ず事前にご相談ください。

（3）電話

- ◎電話は各自テレホンカードを事務室で購入し、各病棟に設置されている公衆電話を使用してください。
- ◎基本的に電話の制限は行いませんが、病状により一時的控えていただく場合もございます。

（4）医療相談

入院生活のなかで起こる様々な問題や心配事などについて1階相談室のP SW（精神保健福祉士）が相談をお受けします。（医療、福祉制度の利用方法・家庭、経済的な問題・入院生活、退院後の心配事など）。

（5）患者さまの個人情報保護について

当院では、患者さまに安心して医療を受けていただくために、安全な医療を提供するとともに、患者さまの個人情報の取扱いについても万全の体制で取り組んでいます。

退院

- ◎退院は主治医の指示または患者さん及びそのご家族の申し出を受けて主治医が許可した場合に認められます。
- ◎看護師に服薬や次回診察日の確認をしてください。
- ◎退院月の入院費用については翌月の請求となります。日用品費（お小遣い）の清算につきましても後日となる場合もございます。
- ◎患者さんが家庭や地域の中でより安定した生活を送れるようお手伝いする訪問看護を行っております。

医療費の請求・支払い、お小遣いの入金方法

1. 入院費は毎月末日に取りまとめ、翌月の10日頃までに指定する送付先へ郵送させていただきます。お支払い方法は、受付窓口へ持参して頂くか、現金書留にて郵送してください。（当月末日までお願い致します）。
 - ①請求額は入院費自己負担分＋食事代＋保険外負担分＋病衣代（1日77円）＋管理事務費（1ヶ月2,200円）等となります。
 - ②通帳を病院に預ける場合、医療費を含め金銭管理は全て病院にて行います。日用品の購入はご本人と相談した上、必要最小限の範囲で行います。生活保護受給者の方は受給先の市・支庁をお知らせください。病衣・管理事務費（お小遣い管理）は生活保護世帯の方もかかります。
- ※ご家族が遠方に住まわれている方、お仕事等の関係で定期的な入金が大変な方などは通帳をお預けすることをお勧めします。